

本-1(1/2)



発言通告書

令和3年 6月10日

新城市議会議長様

新城市議会議員 浅尾洋平



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	6月10日	午前／午後 9時44分
発言の種類	一般質問・ 本会議質疑 ・委員会質疑・討論	(該当に○印を記入)		
発言事項(一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)				
発言要旨(一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
第72号議案 押印の義務の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定				
(1) 主な内容を伺う。 (2) この条例により、どれくらいの押印がなくなるのか伺う。 (3) 市職員の服務の宣誓に関する条例の改正で、従来の「宣誓の署名」はどうなるのか、伺う。				
第76号議案 新城市企業立地奨励条例の一部改正				
(1) 今回の改正で「指定地区内の」という文言が削られるが、どういう規制緩和となるのか伺う。 (2) 「指定地区内に工場等」から「市内に工場等」にする理由と場所はどこになるのか伺う。 (3) この条例改正によって、奨励条例を利用する工場が増える見込みはどう考えているのか伺う。				
第78号議案 市有財産の無償譲渡				
(1) 無償譲渡の土地は、宅地・雑種地である。旧鳳来町立細川小学校(細川衆議場)の周辺と理解する。市が、細川区自治会に無償譲渡する理由は、「地域自治の確立及び推進」などと書かれているが、現時点で、自治会側に具体的な活用計画などあれば、伺う。 (2) 宅地・雑種地の場合でも固定資産税や維持管理費などが発生すると考えられる。市と自治区側との「覚書」または「契約書」などあるのか、伺う。ある場合は、内容を伺う。				

本 - 1 (2/2)

第79号議案 訴えの提起

- (1) この議案は、新城市が、当該土地所有者との敷地境界線をめぐる紛争を裁判所に解決してもらう「訴えの提起」である。「訴えの要旨」によれば、両者の紛争は「平成21年度から現在にいたる」とあり、実に12年間におよんでいる。解決できない主な原因は何か、伺う。
- (2) 議案の中に「今後もこれと同様な問題が生じる可能性が考えられる。」とあるが、どういう意味なのか伺う。

本-2(1/1)



発言通告書

令和 3年 6月10日

新城市議会議長様

新城市議会議員 山口洋一



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	6月10日	午前／午後 9時45分
発現の種類	一般質問・ <u>本会議質疑</u> ・委員会質疑・討論 (該当に○印を記入)			
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)				
発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
第78号議案 市有財産の無償譲渡				
(1) 無償譲渡に至った経緯。				
(2) 譲渡先自治会の構成員と高齢化率は。				
(3) 宅地及び雑種地で4, 500m超の土地未来永劫継続管理する事が可能か。				
(4) 現在、当該土地上構築物の有無。有の場合、管理者と利用者は。				

本-3(1/1)



発言通告書

令和3年 6月11日

新城市議會議長様

新城市議會議員

山崎祐



下記のとおり発言したいから通告します。

所要時間	分	受付	6月11日	午前/午後 9時36分
発言の種類	一般質問・ 本会議質疑 ・委員会質疑・討論 (該当に○印を記入)			
発言事項 (一般質問の場合は件名。質疑・討論の場合は議案番号及び議案名。)				
発言要旨 (一般質問・質疑の場合はその要旨。討論の場合は反対・賛成の別。)				
第75号議案 新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正				
(1) 具体的な改正内容について。 (2) 条例改正に伴う市民への影響について。				